

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「（仮称）新苫前風力
発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成30年2月26日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「（仮称）新苫前風力発電事業環境影響評価準備書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 北海道苫前郡苫前町
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 34,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成26年 6月30日
環境大臣意見受理	平成26年 8月21日
経済産業大臣意見発出	平成26年 9月18日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成27年 9月10日
住民意見の概要等受理	平成27年10月30日
北海道知事意見受理	平成28年 1月21日
経済産業大臣勧告発出	平成28年 2月 5日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成29年 6月 9日
住民意見の概要等受理	平成29年 8月 4日
北海道知事意見受理	平成29年11月20日
環境大臣意見受理	平成29年12月26日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 2月26日

問合せ先:電力安全課 高須賀、岡田
電話:03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス
「（仮称）新苫前風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

1. 総論

（1）事後調査等について

- ① 2.（1）②、（2）②、（3）①に基づき、事後調査又は環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュール及び方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視等の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

（2）累積的な影響

本事業の対象事業実施区域は、北側と南側の2つの区域に分かれているため、風力発電設備の設置工事、試運転及び供用開始は2つの区域に分かれて段階的に行われる可能性がある。また、対象事業実施区域の周辺においては、他事業者による既設の風力発電所が稼働中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。

このため、評価書の作成までに、累積的影響の予測・評価に必要な情報を共有するため、周辺の風力発電所を所有する事業者との間で協議・調整を実施すること。その上で、累積的な影響に関する調査、予測及び評価を実行可能な範囲で実施すること。その結果を踏まえ、重大な影響を回避又は低減できないことが明らかになった場合には、配置計画等の事業計画を見直すこと。

2. 各論

（1）騒音等の影響

風力発電設備の設置予定場所の近隣には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働等に伴う騒音による生活環境への影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、以下の措置を講ずること。

- ① 評価書の作成までに、住居に近接する風力発電設備の配置・基数につい

て、更なる詳細な検討を行うこと。風力発電設備の配置若しくは基数の変更又は単機出力の増加を実施する場合には、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、より低騒音の風力発電設備の採用及び稼働調整又は停止等を含めた環境保全措置を検討・実施すること。

- ② 適切に環境監視を実施し、その結果、影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、稼働停止等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 風車の影による影響

風力発電設備の設置予定場所の近隣には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響が懸念される。本事業者は、既設の風力発電所において苦情がないこと、建屋等の遮蔽物により住居への影響が小さいこと等により、事業者の実行可能な範囲で影響の回避又は低減が図られていると評価しているが、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の調査、予測及び評価において、事業者が参考とした参照値を超過する住居が複数存在することから、更なる環境保全措置の検討が必要である。このため、以下の措置を講ずること。

- ① 評価書の作成までに、風力発電設備の配置・基数及び機種について、更なる詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、必要な環境保全措置を講ずること。風力発電設備の配置若しくは基数の変更又は風力発電設備の大型化を実施する場合には、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて稼働調整又は停止等を含めた環境保全措置を検討・実施すること。
- ② 適切に環境監視を実施し、その結果、影響が十分に低減できていないと判断された場合には、稼働停止等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、オジロワシ等の希少猛禽類及びガン・カモ類、ハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔が高頻度で確認されているほか、同区域の周辺では、オジロワシの営巣及び繁殖が確認されていることから、本事業の実施に伴い、これら鳥類への重大な影響が懸念される。

また、本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、既設の風力発電設備によるオジロワシのバードストライクと考えられる事象が多数確認されていることから、当該リスクを回避又は極力低減することが必要不可欠である。本事業計画では、事業者は、1)オジロワシのバードストライクが発生したと考えられる既設風力発電設備を全て撤去し建て替え対象から外すこと、2)

オジロワシ等の飛翔が高頻度で確認された海岸段丘並びにバードストライクと考えられる事象が集中的に見られた海岸沿い及び谷頭から風力発電設備の設置位置を離すこと、3) 既設の風力発電設備に比べ設置基数を削減すること等、バードストライクのリスクを回避するための一定の配慮を行っている。しかしながら、オジロワシを始めとする海ワシ類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には不確実性が伴うことから重大な影響が懸念される。このため、これらの重要な鳥類に対する影響を回避・低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ① 事後調査等を適切に実施し、オジロワシ等の重要な鳥類の衝突・接近等の重大な影響が認められた場合は、鳥類との衝突のおそれがある風力発電設備については専門家等の助言を踏まえ稼働停止等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。また、バードストライク対策に関する最新の知見の収集に努め、今後効果が確認された対策については、本事業に導入するよう積極的に検討すること。
- ③ 稼働後においてオジロワシ等の重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置、損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、傷病個体の救命及び関係機関による原因分析への協力を行うこと。

(4) 植物に対する影響

対象事業実施区域内に分布する重要な植物について、極力影響の回避を優先するとともに、回避が困難な場合には、専門家等の助言を踏まえ、移植などの代償措置を講じ、移植については、効果の不確実性が懸念されることから、定着状況の確認等の事後調査を実施すること。

(5) 地形の改変に係る環境影響

本事業は、風力発電設備の設置、工事用道路の新設及び土捨て場等の設置により比較的大規模な土地の改変が行われる箇所があるため、水環境及び生態系等への影響が懸念される。

このため、擁壁等の構造物の活用等による切土量及び盛土量の最小化並びに道路等の切土量及び盛土量のバランスを追求するとともに、縦断勾配の見直し、土捨て場及び待避所等の付帯設備の適切な配置等により、可能な限り土地の改変を抑制すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。